

しあわせの家秀管理規程

(目的)

この規程は有料老人ホーム入居契約書(以下「契約書」という)に基づき有料老人ホーム「しあわせの家秀」(以下「ホーム」という)の管理、運営ならびに利用に関する事項を定めたもので入居者及び来訪者(以下「入居者等」という)が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことに資するとともに、ホームの良好な生活環境を確保することを目的とします。

(遵守義務)

- 1 ホームは、前項の契約書及び本規程に従ってホームの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供するものとします。
- 2 入居者等は、この規程を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

(入居者)

入居者とは概ね 60 歳以上

- ・総合支援法対象の方
- ・障害者手帳を所持の方
- ・共同生活を営める方

(来訪者)

来訪者とは、入居者の生活支援以外の目的で来訪される方をいいます。

(管理運営組織)

- 1 ホームの居室数は一般居室 20 室とし、19 室は個室、1 室は二人部屋とします。
- 2 ホームの運営管理のため、管理者の統括のもとにホームの職員が健康管理、食事、生活相談、生活サービス、事務管理を担当します。

(管理運営業務)

- 1 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び廃棄処理などに関する業務
- 2 建物設備についての定期点検、補修ならびに取替えなどに関する業務
- 3 入居者に対する各種サービスの提供業務
- 4 帳簿の作成及び記録の保存業務
- 5 サービス提供などに関する損害賠償に関する業務
- 6 防犯、防災に関する業務
- 7 広報、連絡及び渉外に関する業務
- 8 職員の管理と研修

9 地域との協力

(居室や共用設備等の利用に当たっての留意事項)

- 1 他の入居者等に迷惑となる行為をしないこと
- 2 本建物や設備に損害を与える危険性のある一切の行為をしないこと
- 3 室内及び設置物の使用には十分注意し、清潔に保つこと
- 4 本建物内は禁酒、禁煙
- 5 その他施設長、生活相談員などの指示に従うこと
- 6 契約書参照

(サービス内容及び費用の詳細)

1 サービスに関する費用

家賃相当額	日額(30日)1,233円	月額 37,000円 (一般)
管理費光熱費含む	日額(30日)1,066円	月額 32,000円 (一般)
食費	日額(30日)1,200円(常食)	月額 36,000円 (一般)
おやつ代	日額(30日)200円	月額 6,000円 (一般)
冬季暖房費	3,000円/月 (10月～3月)	

※【夫婦部屋料金】家賃：64,000円、

2 その他の費用

	サービスの実施方法	徴収方法
オムツなど	紙オムツ、リハビリパンツ、尿取りパット利用の方に対し、購入費及び産業廃棄物処理費	オムツ代など実費で支払われる場合、領収書と引き替え、もしくは、請求書に記載
付き添い及び代行サービス等	入居者、身元引受人などから依頼時、要予約	依頼があった場合のみ重要事項説明書に基づき請求書に記載
その他	日用品、嗜好品などに要した費用、理美容、受診費用、薬代 重要事項説明書別添 2	その場で実費精算。ホームで立替えは致しません。

3 費用の改定

消費者物価及び人件費などを勘案の上、運営懇談会の意見を聞いて改定します。

4 支払い方法

前各項の利用料金及び費用などは月末締めで計算し、翌月 15 日頃ご請求致します。

- ① 入居者は、事業者に対しホーム当該利用月分の利用料を翌月末日に口座振込若しくは現金にて支払うものとします。但し、振込み手数料は入居者の負担とします。
- ② 下記の方法により利用者の預金口座より引落しさせて頂きます。
 - * お引き落としができなかった場合、ご連絡後、早急にお振り込み下さい。
 - * 引き落としの態勢が整うまで、振込にてお願いいたします。

振替日	翌月分を毎月 27 日
-----	-------------

振込先	名古屋銀行 春日井支店 普通 口座番号 3431928 株式会社アイ 代表取締役 北國恵子
-----	--

(医療を要する場合の対応)

急な発病、発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医または協力医療機関などに連絡し、適切な処置を講じます。身元引受人、ご家族など入居者の希望する連絡先に連絡致します。

(緊急時の対応)

- 1 事故や災害などが発生した場合、管理者及び利用者の家族等本人の希望する連絡先に緊急連絡し、適切に対処すると共に必要な措置を行います。
- 2 非常災害に際して、日頃から避難場所を確認し、1年に1回以上避難訓練を実施します。

(緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)

ホームでは、入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の身心状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、5年間保存します。ご家族などの要求がある場合及び監督機関などの指示などがある場合には、これを開示します。

(金銭管理)

入居者本人が管理するものとし、身元引受人承諾の上、必要最小限の金額の範囲とします。

(苦情対応)

入居者は、事業者及び事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。

- 1 本社受付窓口
0568-88-8062 担当：北國
- 2 行政機関その他の受付機関
愛知県 健康福祉部高齢福祉課
052-954-6287

(管理規程の改定)

この規程の改定については、運営懇談会の意見を聴くものとします。

- 附則 この管理規程は、令和 2年 5月 1日から実施致します。
この管理規程は、令和 3年 2月 1日から実施致します。
この管理規程は、令和 3年 3月 1日から実施致します。